

# 自動車解体業者に対して土地等の貸付けをしている皆様へ

令和元年12月1日より、ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例が施行されます。この条例は、盗難自動車の解体及び自動車の盗難の防止を目的に制定された条例であり、自動車解体業者に対する規制を定めていますが、一部、自動車解体業者に土地等を貸付けていたり、あるいは貸付けようとする皆様に関する規定があります。

## Check! 第11条 (土地等の貸付け等をしようとする者の責務)

自動車解体業者に対して、自動車解体業を用途目的とした土地や建物を貸付けをしようとする者は、次のことに努めてください。

① 契約締結前に、当該土地等を盗難自動車の解体の用に供さない旨を確認すること

② 契約において次のことを定めること

ア 当該土地等を盗難自動車の解体の用に供してはならない旨

イ 盗難自動車の解体の用に供されていることが判明したときは、催告することなく契約を解除することができる旨

→ あくまで努力規定であり、罰則をもって強制するものではありませんが、自動車の盗難を防止するという目的のためにも、ご協力をお願いします。



## Check! 第12条 (土地等の貸付け等をした者に対する勧告等)

公安委員会は、ヤードにおいて盗難自動車の解体が行われていることが判明したとき、ヤードに土地等を提供している者に対して、当該土地等が盗難自動車の解体の用に供されないために必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。

必要な措置って何？どんなことを勧告されるの？



例えば・・・

① 盗難自動車の解体をすれば無催告で契約を解除する旨が契約で定めてある場合

**勧告** 契約で定めたとおり契約を解除してください。

② 盗難自動車の解体をすれば無催告で契約を解除する旨が契約で定めてない場合

**勧告** 契約を解除せずに更新する場合は、第11条の責務を果たしてください。  
契約を解除して新たな者と契約する場合、第11条の責務を果たしてください。



盗難自動車の解体が行われていた以上、勧告に従わないと氏名等が公表されることがあります！



盗難自動車を解体する悪質な自動車解体業者を追放するため、自動車解体業者に土地等を貸付けていたり、あるいは貸付けようとする皆様にも、条例へのご理解とご協力をお願いします！

※条例の詳細は愛知県警察のホームページをご覧ください。



愛知県警察

(お問い合わせ先)  
愛知県警察本部国際捜査課  
052-951-1611 (代)